

第 24 期 第 11 回

北広島市農業委員会総会議事録

会期 自 令和 3 年 4 月 23 日

至 令和 3 年 4 月 23 日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第 24 期 第 11 回 北広島市農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 23 日 (金) 9 時 00 分、第 11 回北広島市農業委員会総会を北広島市役所 5 階議場に招集する。

1 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の届出による専決処分について
- 日程第 4 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 5 議題第 2 号 北広島市農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 日程第 7 その他 諸報告

- 2 応招委員 2 番 宮北 輝 委員 3 番 佐藤 芳之介 委員 4 番 佐々木 珠恵 委員
5 番 安宅 一夫 委員 6 番 塚本 能信 委員 7 番 三戸 修 委員

- 3 農地利用最適化推進委員出席者 阿部 知博 委員 坂本 勝則 委員 田村 智幸 委員
森越 信幸 委員 山田 智美 委員

- 4 欠席委員 1 番 茶木 義行 委員

- 5 事務局出席者 事務局長 及川 浩司 事務局次長 遠藤 智 主査 武山 伍織
主査 土居 裕之 主事 門間 亮太

(開会宣言 9 時 00 分)

議 長 < 日程第 1 : 「議事録署名委員の指名」 >
 長 日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第 14 条の規定により 3 番 佐藤委員、4 番 佐々木委員、以上 2 名を指名いたします。

議 長 < 日程第 2 : 「会期の決定」 >
 長 日程第 2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和 3 年 4 月 23 日、本日 1 日と決したいと思います。ご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声)
 議 長 ご異議なしと認めます。会期は本日 1 日と決しました。

議 長 < 日程第 3 : 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の届出による専決処分について」 >
 長 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。
 事務局 (報告案件朗読)
 議 長 報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。宮北委員どうぞ。
 宮北委員 番号 1、番号 2 の使用状況を教えてください。
 事務局 番号 1 番につきましては、[] の [] が管理しております。今後も管理をお願いすることから、あっせん等の希望はなしとなっております。番号 2 につきましては、公社経由で [] に貸付しているところでございます。相続後も [] に貸付することを確認しております。以上です。
 議 長 ほかに何かございませんか。
 (「質疑なし。」の声)
 議 長 質疑なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声)
 議 長 ご異議なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することに決しました。

議 長 < 日程第 4 : 議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」 >
 長 議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。
 (議案朗読)
 議 長 議案の朗読が終わりました。番号 1 につきましては、塚本委員が議事参与の制限の対象となりますので、退席願います。暫時休憩いたします。
 (塚本委員退席)
 議 長 それでは休憩を解き再開いたします。番号 1 につきまして、質疑ございませんか。
 (「質疑なし。」の声)
 議 長 質疑なしと認めます。番号 1 は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声)
 議 長 ご異議なしと認めます。番号 1 は、提案のとおり決定いたしました。ここで塚本委員の除斥を解きます。休憩いたします。
 (塚本委員着席)
 議 長 それでは休憩を解き再開いたします。番号 2 から番号 4 について質疑を行います。質疑ございませんか。
 (「質疑なし。」の声)
 議 長 質疑なしと認めます。番号 2 から番号 4 については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声)
 議 長 ご異議なしと認めます。番号 2 から番号 4 については、提案のとおり決定いたしました。

以上で議案第1号は、すべて提案のとおり決定いたしました。

<日程第5：議案第2号「北広島市農業振興地域整備計画の変更について」>

議長 議案第2号「北広島市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議長 (議案朗読)

議長 議案の朗読が終わりました。市の農政課から補足説明を求められておりますので、これを許します。

農政課 北広島市農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。資料につきましては、別紙1及び別紙1別記の図面をご参照願います。

本市の整備計画につきましては、お手元の別紙1計画案の表紙にも記載してあるとおり、昭和46年度に策定し、その後、6度にわたって、全体見直しを行っております。今回、平成20年度に変更した現在の計画について、見直しを行うものであります。

まず始めに、別紙1北広島市農業振興地域整備計画(案)の表紙をめくって目次をご覧ください。第1から第8までの項目については、前計画と同様としており、内容につきましても、現状に合わせた数字の修正や文言修正のみとなっております。農用地域の設定方針など、基本的な考え方については変更をしていないところであります。

次に、別紙1別記の図面をご覧ください。黄色の部分が農用地域ですが、今回、農用地区域から除外する土地については赤色で示しています。図面に番号を振っておりますので、順にご説明します。1番については、河川用地として国の管理となったことから除外とするものであります。2番については、遊水池として国の管理となったことから除外とするものであります。3番については、営農者が高齢で後継者もないという状況や、河川や道路で分断されている地形等を考慮し、連坦性のある集団的な農用地とは認められないと判断したことから除外とするものであります。4番については、当該地区の田園風景や札幌近郊の立地条件などを踏まえ、市として、史跡等の活用やグリーン・ツーリズムによる交流空間の形成を目指す地域とすることから除外するものであります。これにつきましては、本年3月に策定した市総合計画において記載をしているところであります。なお、3番と4番につきましては、当該地区の農業委員に対して事前に相談し、了承を得ているところであります。

以上、時間の都合上、簡潔な説明としましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。これより、変更に対する意見あるいは質疑を行います。何か質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声)

議長 質疑なしと認めます。議案第2号は、市に対し「異議がない旨」、文書によって通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声)

議長 ご異議なしと認めます。議案第2号は、市に対し「異議がない旨」、文書によって通知することといたします。

<日程第6：議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」>

議長 議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議長 (議案朗読)

議長 議案の朗読が終わりました。事務局から補足説明を求められておりますので、これを許します。

事務局 議案第3号につきまして、補足説明いたします。事前に資料を配布しておりますので、簡単に説明させていただきます。

農業委員会の活動の点検・評価、新年度の活動計画策定につきましては、農林水産省の通知に基づき、毎年活動計画を定め自己評価と点検評価を行います。これをホームページなどにより公表することによって、農業委員会の活動を対外的にわかりやすくするという取り組みでございます。

別紙2が令和2年度の点検評価でございます。記載している主な項目は、農業委員会の状況や体制、担い手への利用集積、遊休農地の解消や農地の利用状況調査、違反転用の対応などとなっております。いずれの項目におきましても適正に処理しているという内容でございます。

続きまして、別紙3をご覧ください。令和3年度活動計画の案でございます。記載している主な項目は先ほどの点検評価と変わらずでございます。認定農業者等への利用集積、北広島市への新規参入者数等の現状及び目標、遊休農地に関する農地利用状況調査の計画、違反転用への適正な対応の活動計画などとなっております。

今後の予定としましては、本日、この点検・評価と活動計画の案を決定いただきまして、30日間農業者等の意見を募集します。提出された意見を踏まえまして、5月末までに正式に決定し、これをホームページ等に公表いたします。その後、6月末までに国へ提出する予定でございます。以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですが、質疑なしと認めてよろしいですか。

(「質疑なし。」の声)

議長 質疑なしと認めます。議案第3号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。(「異議なし。」の声)

議長 ご異議なしと認めます。議案第3号は、提案のとおり決定いたしました。

<日程第7:「その他、諸報告について」>

議長 諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局 それでは、諸報告を行います。次回の第12回農業委員会総会につきましては、令和3年5月27日木曜日、午後1時30分から5階本議場で予定をしております。次に、会長と事務局の動静報告でございます。資料をご覧ください。3月・4月につきましては記載のとおりでございます。5月につきましては、7日金曜日、道央農業振興対策協議会に会長と私が出席する予定でございます。14日金曜日は北海道農業会議 第1回理事会には会長に出席していただく予定となっております。27日は先ほど申し上げましたとおり、第12回農業委員会総会を予定しております。続きまして、次回現地調査委員会の日程についてでございます。現地調査委員は6番 塚本委員、7番 三戸委員、1番 茶木委員にお願いする旨、3月の総会で指名済みでございます。尚、調査補充委員は2番 宮北委員が予定されております。開催の日程につきましては、5月17日月曜日としておりますが、ご都合のほどいかがでしょうか。では、現時点では5月17日月曜日午前9時からといたします。

事務局 それでは、次に農地の売買・貸借・転用相談のためのQ&A集の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 本日お手元にお配りしております、農業委員・農地利用最適化推進委員における農地の売買・貸借・転用相談のためのQ&A集につきまして、簡単にご説明いたします。

12ページでは、農地の売買価格・賃借料が極端に高い又は低い場合においては、許可できない場合があることが記載されております。

19ページでは、現在農地を賃貸している者に売却する場合、合意解約は不要であるというものです。

最後に、36ページでは、共有名義で所有している持分を譲渡する場合、持分であっても農地法等の許可が必要であるというものです。

その他の質疑等もございますので、ご自宅でご確認いただきまして、日々の農地相談業務等にご活躍いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長 委員の皆さまから何かございませんか。なければ以上をもちまして第11回北広島市農業

委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

(閉会宣言 9時 30分)

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名

議事録署名委員

番

署 名

議事録署名委員

番

署 名
